

雇用環境・均等行政の重点説明会

～労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が改正されました～

主催：（一社）三田労働基準協会[幹事]・渋谷労働基準協会
（一社）品川労働基準協会・（一社）大田労働基準協会
（一社）新宿労働基準協会・（一社）池袋労働基準協会
東京産業保健総合支援センター（共催）

改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が令和7年6月11日に公布されました。新たに、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクハラ対策が義務化され、女性活躍のさらなる推進に向け、101人以上の企業に公表義務を拡大し、情報公表の必須項目も拡大いたします。

また、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するための必要な措置を努力義務化することとなります。

本説明会では、この法律を所管している東京労働局雇用環境・均等部及び支援機関である東京産業保健総合支援センターの担当者から説明を行います。

1 日 時 2025年12月10日（水）
13時30分～15時50分

2 説明方式 オンライン開催（Zoom ウェビナーにて配信）
※PCやタブレット等の端末とインターネット環境が必要です

3 内 容

（1）トピックス	東京労働局雇用環境・均等部長
（2）カスタム等ハラスメント対策の義務付けについて	東京労働局雇用環境・均等部担当官
（3）女性活躍の推進について	東京労働局雇用環境・均等部担当官
（4）改正育児・介護休業法について	東京労働局雇用環境・均等部担当官
（5）治療と仕事の両立支援の推進について	東京産業保健総合支援センター 担当者

4 定 員 200名

5 参加費 無 料

6 申込み方法等

① メールによる申込

次のメールアドレスに、説明会名、事業場名、所在地、各地区の労働基準協会会員又は非会員の表記、連絡先担当者名、電話番号、参加者名、参加者のメールアドレスを記載いただき12月3日（水）までにメールをお送りください。受付について返信します。

mitaweb@mita-roukikyo.or.jp

② FAXによる申込

裏面「申込書」に記入のうえ12月3日（水）までに（一社）三田労働基準協会あて
Fax（03-3451-7692）で、お申し込みください。受付について参加者メールアドレスに返信します。

7 お問い合わせ先 （一社）三田労働基準協会
電話：03-3451-0901 Fax 03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

受付日		整理番号	
-----	--	------	--

雇用環境・均等行政の重点説明会 Fax 申込書

（ 実施日：2025年12月10日 13:30～15:50 ）

申込 Fax 送付先 （一社）三田労働基準協会事務局 あて
Fax. 03-3451-7692

事業場名			
所在地			
電 話		会員・非会員の別 （○を付けて下さい）	・三田協会・品川協会 ・大田協会・渋谷協会 ・新宿協会・池袋協会 ・会員以外
申込担当者 氏 名			
参 加 者	フリガナ 氏 名		
	メールアドレス (必須)	(わかりやすく記入してください)	

注：① 個人情報は本説明会以外の目的に利用することはありません。

② 参加者名簿は、東京労働局雇用環境・均等部に提供いたします。雇用環境・均等部においては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」により適切に取り扱います。

③ 参加URLは、12月8日までに参加者メールアドレスあてにお知らせします。